

2019 北海道最賃情報

2019年10月2日〈No. 5〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

北海道地域最低賃金は**3.11%増** 「**10月3日から861円**です」 周知街宣を実施

10月3日から北海道地域最低賃金が昨年比26円、3.11%引き上げられ861円に改定されることから、連合北海道は2日、札幌駅西口で最低賃金改定の周知街頭宣伝行動を行った。マイクで「最低賃金は3日から861円です」等と市民に呼びかけると共に、連合組合員が市民にチラシを手渡し周知を図った。

連合北海道は最低賃金が引き上げられてから初の給料日前後となる10月25日にも同様の街頭宣伝行動を予定している。

北海道労働局が最低賃金の履行確保を図るために今年1月～3月の間に監督指導した道内744事業所のうち、最低賃金額未達の賃金で労働者を雇用していた事業場は昨年に比べて3.1%減となったものの、65事業場(8.7%)で最低賃金違反となっている。

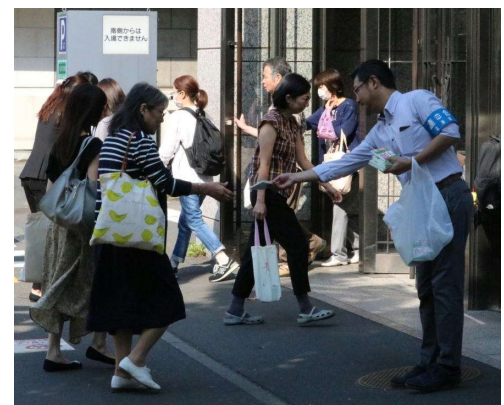
また、最低賃金額未達で雇用されていた労働者数は141人で、60.3%がパート・アルバイト。

違反の理由では「賃金を時給に換算していなかった」事業所が26カ所で最多だったのに続き、「最低賃金を知っていたが賃金の改定をしなかった」が14カ所、「最低賃金額を知らなかった」が7カ所で、履行確保と共に改定周知が重要だ。

この日の周知街宣でも連合北海道の齋藤副事務局長、山田組織労働局長、佐々木組織対策局長が、「全ての労働者が適用となる。自分の賃金がいくらになっているか、給与明細をしっかりとチェックしてほしい。疑問があれば連合へ相談を」と市民に呼びかけた。

■ 特定最賃審議も進む

9月下旬から審議が進められていた特定最賃4業種(鉄鋼・電機・乳糖・船舶)のうち、鉄鋼が昨年比19円増の967円、電機が26円増の894円、船舶は21円増の887円で結審した。12月1日発効見込み。残る乳糖も早期発効を目指して審議会対応を行っている。



10月3日、4日に最賃集中電話相談ホットラインを開設

連合北海道は10月3日、4日に最賃改定と履行確保に関する集中電話相談ホットラインを開設し、電話相談を受ける。連合北海道と各地協事務局で実施し、時間は10時から19時まで。電話番号は0120-154-052